

幼児教育・保育の無償化

保護者の負担軽減を目的として、令和元年10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が始まり、「3歳以上児の全ての子どもと3歳未満児の住民税非課税世帯の子どもの保育料、各事業の利用料等」の無償化が開始されました。

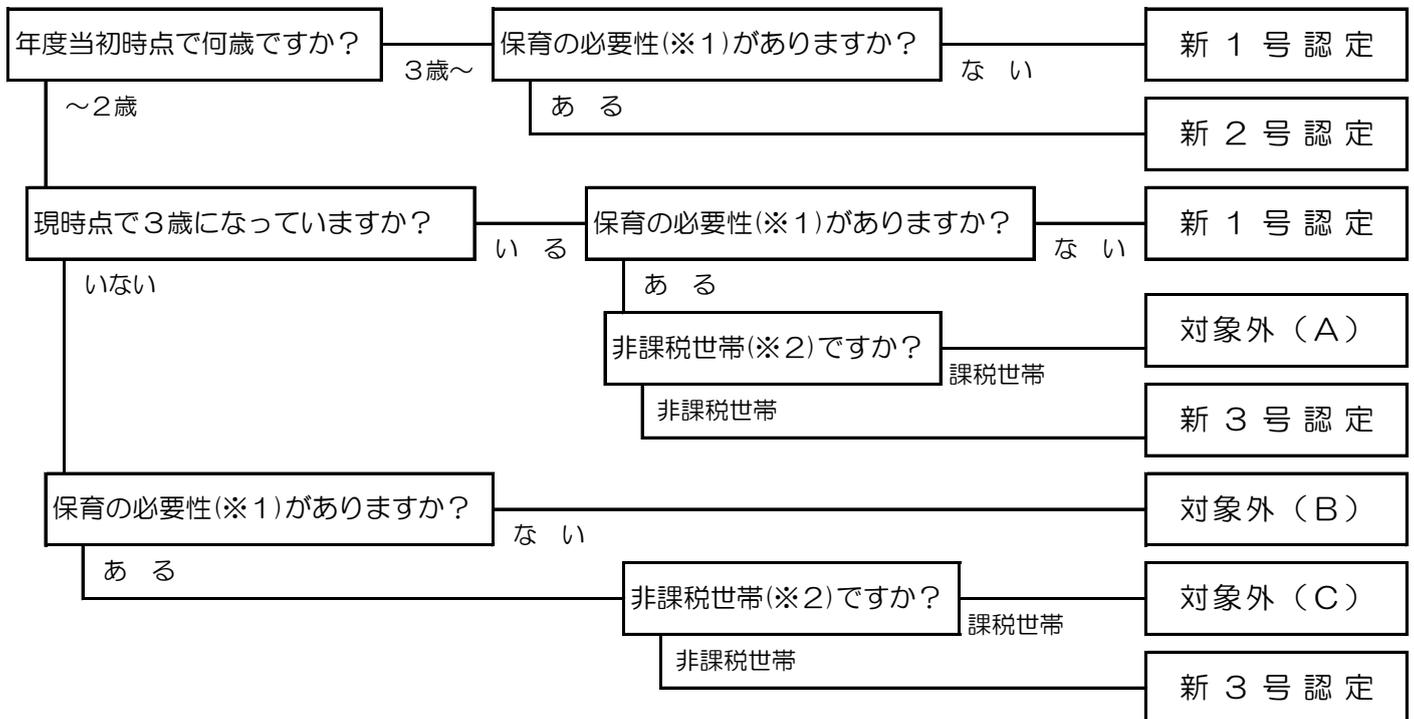
無償化の対象となるためには、各施設等を利用する前に「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を保育担当係に提出していただく必要があります。

「子育てのための施設等利用給付認定」は、子どもの年齢、世帯の状況や希望する施設と事業等により3つに区分されます。

また、この認定と利用している施設等の組み合わせにより、無償化の対象となる額が異なります。

<<認定こども園（保育園部分）や保育園を利用中の方は、手続き不要です。>>

○子育てのための施設等利用給付認定のフローチャートと表（どちらも結果の認定区分は同じです。）



年齢	世帯の状況		子育てのための施設等利用給付認定区分
	保育の必要性	課税・非課税	
3歳児～	ない	—	新1号認定
	ある	—	新2号認定
2歳児 (3歳到達)	ない	—	新1号認定
	ある	課税世帯	対象外(A)
非課税世帯		新3号認定	
2歳児 (3歳未到達)	ない	—	対象外(B)
	ある	課税世帯	対象外(C)
非課税世帯		新3号認定	

対象外(A)

- 課税世帯のため、対象外。
- 新1号であれば、無償化対象。

対象外(B)

- 3歳未到達のため、対象外。
- 3歳到達で新1号であれば、無償化対象。

対象外(C)

- 3歳未到達、課税世帯のため、対象外。
- 3歳到達後、新1号であれば、無償化対象。

※1 保育の必要性とは、保護者のどちらも（ひとり親の場合はどちらか）が就労（月60時間以上）、病気等、就学や求職（3カ月間、1年度に1回限り）等の要件に該当する場合に「必要性あり」となります。

※2 非課税世帯とは、同じ住居に住む人全てが非課税の場合に「非課税世帯」となります。
(住居でみるため、住民票上世帯分離している場合であっても、全員が対象となります。)

○認定区分と利用施設による無償化対象事業と上限額

「子育てのための施設等利用給付認定」と利用している施設による無償化の対象事業、保育料や利用料の無償化上限額（月額）は、次の表のとおりです。

認定区分	利用している施設	対象となる事業等	上限額
新1号認定	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）	・対象事業なし（※1）	— （※2）
新2号認定	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）	・預かり保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター ・届出保育施設（※3）	11,300円 （※4）
	・届出保育施設	・対象事業なし（※5）	37,000円
	・常時、利用している施設はない	・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター	37,000円
新3号認定	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分） ※ 正式入園後が対象です。	・預かり保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター ・届出保育施設（※3）	16,300円 （※4）
	・届出保育施設	・対象事業なし（※5）	42,000円
	・常時、利用している施設はない	・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター	42,000円
対象外 （A・B・C）	年齢到達（3歳または3歳児になった）や世帯状況の変更（保育の必要性が発生した、非課税世帯となった）により無償化の対象となります。		

※1 保育の必要性がないため、教育標準時間（幼稚園部分）の保育料のみが無償化の対象です。

※2 利用している施設の保育料が0円となるため、無償化による上限額はありません。

※3 開所時間が十分（1日8時間未満または年間200日未満）でない施設を利用している場合は、一時預かり事業等の利用料のみが無償化の対象です。

※4 預かり保育事業等の利用料のみが無償化の対象です。

※5 開所時間が十分（同上）または保護者任意のため、利用している施設の保育料のみが無償化の対象です。

○無償化の方法、返還のための手順等

無償化の方法として、法定代理受領と償還払いの2種類があります。

法定代理受領の場合は、利用施設が遠賀町に保育料等を請求するため、保護者の方の請求手続きは不要です。

償還払いの場合は、一旦、保護者の方が利用施設に保育料等を支払い、後日、遠賀町（または施設）が保育料等を返還しますので、「保護者が遠賀町に保育料等を請求する」という手続きが必要です。

利用や事業等により、無償化の方法が異なりますので、手続きや手順等は保育担当係が利用している施設にお問い合わせください。

◎返還のための手順

①毎月または年4回、施設から「領収証」と「提供証明書」を受け取り、保管してください。

②年4回、保育担当係（または施設）に「請求書」、「領収証」と「提供証明書」を提出してください。

※ 初回請求時は、振込先の確認のため「預金通帳の写し」も併せて提出してください（通帳をお持ちいただければコピーをとらせていただきます）。

◎請求の時期と支払い時期

7月中旬までに4～6月分、10月中旬までに7～9月分、1月中旬までに10～12月分、4月中旬までに1～3月分を請求し、請求した月の翌月中に振り込みにてお支払いする予定です。

**無償化の対象となる保育料等は、「領収証」と「提供証明書」により判断します。これらが無い場合は、返還対象外となりますので、失くさないようご注意ください。
なお、請求する時期が指定する期限を過ぎてしまった場合等は、返還対象外となる場合があります。**